

公表日 令和5年7月18日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正規労働者	80.4%
非正規労働者	68.0%
全労働者	46.6%

説明欄

対象期間：令和4年度（2022年4月1日から2023年3月1日まで）

賃金：基本給、各種手当および賞与等を含み、退職手当を除く。

正規労働者：他法人等への出向者は除き、当法人への出向者を含む。

非正規労働者：再雇用職員および契約職員。

なお、非正規労働者については、正規労働者の所定労働時間（7時間45分/日）をもとに人員数の換算を行っている。

補足説明：

正規労働者の賃金は、非正規労働者と比較して相対的に高いため、それぞれの区分における賃金差異よりも労働者全体における男女の賃金の差異が大きくなっている。

非正規労働者には、「再雇用職員」、「特別研究員、契約研究員」及び「補助員（事務補助、研究補助）」の雇用区分があり、このうち賃金水準が低い補助員において、女性職員の占める割合が高いことから、正規労働者に比して非正規労働者の男女の賃金の差異が大きくなっている。